

1. 政策及び15年度重点施策等

政 策	個人投資家の参加拡大（外国為替証拠金取引について）
15年度 重点施策	外国為替証拠金取引への対応

2. 政策の目標等

法定任務	円滑な金融等
基本目標	我が国金融が金融環境の変化に適切に対応できていること
重点目標	多様な資金需要・投資ニーズに対応できる証券市場となっていること及び証券市場への資金の流れが拡大すること

3. 政策の内容

現在、外国為替証拠金取引は、取引に関する法律がなく、業者に対する登録義務や勧誘行為等に対する規制がないことから、取扱業者と顧客との間でトラブルが急増してきたところであり、外国為替証拠金取引をめぐる現下の諸問題への適切な対応を図るため、必要な措置を講ずるほか、「外国為替証拠金取引に関する規制のあり方」等について、金融審議会において検討を行うこととしました。

4. 平成15事務年度における事務運営についての評価

平成15事務年度においては、外国為替証拠金取引をめぐる現下の諸問題への適切な対応について検討を行い、関係する事務ガイドラインや関係政令の改正を実施しています。

また、「外国為替証拠金取引の規制のあり方」については、16年4月以降、金融審議会金融分科会第一部会を4回開催し、同年6月に報告書が取りまとめられました。以後金融庁では、この報告を踏まえ、外国為替証拠金取引を規制する法案の提出に向けた準備を進めています。

金融庁ホームページ上の「いわゆる外国為替証拠金取引について」には、15年12月のから16年6月までの間に約3万4千件のアクセスがなされており、投資家等に対する情報提供に効果があったものと考えます。

5. 今後の課題

「外国為替証拠金取引に関する規制のあり方」については、金融審議会第一部会において報告をまとめていただいたところであり、この報告を踏まえ、外国為替証拠金取引

を規制する法案の提出に向けた準備を進めているところです。

法案成立後は、法案の円滑な実施に向けた政令、内閣府令の改正等の作業を速やかに行うとともに、外国為替証拠金取引業者に対する検査・監督体制の整備に向けて、平成17年度の予算・機構定員要求を行う必要があります。

6．当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。（金融審議会における報告を踏まえ、外国為替証拠金取引を規制する法案を提出する必要があります。）